

横浜市港北福祉保健センター長 宛て

転入誓約書

保育所の利用開始日の前日までに港北区へ転入しますので、利用申請書のとおり、令和 年 月から横浜市の認可保育所への入所を希望します。

つきましては、下記の内容を遵守することを誓約します。

記

- 1 保育所の利用開始日の前日までに、実際の居住地を港区内とし、住民登録を港北区に異動します。
- 2 1の手続き後、保育所の利用開始日の前日までに、港北区こども家庭支援課において保育所の利用申請の手続きを行います。
- 3 1及び2の手続きを行わなかった場合、入所内定が取消しとなることに異議はありません。
- 4 内定しなかった場合においても、港北区に転入後、引き続き入所を希望するときは、住民登録を港北区に異動し、港北区こども家庭支援課にて利用申請の手続きを行います。手続きを行わない場合は、利用調整の対象外となることに異議はありません。

転入者

世帯員	申請児童との続柄	性別	生年月日	年齢
フリガナ氏名		男・女		
フリガナ氏名		男・女		
フリガナ氏名		男・女		
フリガナ氏名		男・女		
フリガナ氏名		男・女		

転入後の住所：港北区

転入日：令和 年 月 日

現住所：

保護者氏名：

以上

【必要書類】

- ・賃貸借契約書、不動産売買契約書又は工事請負契約書の写し（契約者双方の署名・押印、引渡日、住所が確認できるもの）
- ・港北区に居住する親族と同居する場合等は、「転入同意書」も提出してください。